

## 【金融円滑化法に係る武生信用金庫の取組み状況】

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類

### 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針

地域の健全な事業を営む中小企業者及び住宅資金借入者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、下記のとおり金融仲介機能を積極的に発揮していく方針です。

- ① 金融円滑化管理態勢の整備を図るため、金融円滑化基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定しました。さらに融資担当常務理事を委員長とする金融円滑化委員会を設立し、金融円滑化が適切に行われているか等をモニタリングします。
- ② 顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行います。
- ③ 債務者の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行います。
- ④ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行います。
- ⑤ 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施します。
- ⑥ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項を適切に行います。

## 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

金融円滑化管理に関する方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、理事会において「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、理事会及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定しました。

次に、金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を融資部としました。

さらに、中小企業者および住宅資金借入者に対する新規融資や条件変更等にきめ細かく柔軟に対応し、中小企業者の事業活動の円滑な遂行および雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定向上を図るために「金融円滑化委員会」を設置いたしました。委員会の統括責任者には融資担当常務理事があたります。

また、営業店の店舗長を金融円滑化責任者とし、中小企業者の資金繰りや条件変更等の相談および住宅資金の借換え並びに条件変更等の相談に対し、顧客の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。顧客からの要望及び苦情等の対応として、お客様相談窓口を本部に設置しました。(電話番号 0120-27-3130)

なお、顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、経営支援部を設置しております。

### 『記録の保存及び役員への報告』

お客様からの全ての条件変更等の申込みについて、適切な対応を確保するために所定の様式にて記録し、保存しています。融資条件変更等の実施状況のデータは、この記録に基づき集計され、条件変更等の状況について役員へ報告しています。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

顧客からの要望及び苦情等は営業店の金融円滑化窓口で受付し、条件変更等の申込みに関して苦情を受けた場合には、内容を具体的に記録し、速やかに「苦情報告書」を事務管理室へ提出する。事務管理室は当該報告書を速やかに融資部へ回付する体制としています。

また、顧客からの要望及び苦情等の対応として、お客様相談窓口を本部に設置しており、真摯かつ適切な対応をとっています。

(電話番号 0120-27-3130)

なお、「苦情報告書」は保存する。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、経営支援部を設置しております。

経営支援部は営業店と連携し面談等を通して、事業先の実態把握に努めると共に、将来の予測を踏まえた実現可能な経営改善計画書の策定をサポートし、当該改善計画書の進捗状況をモニタリングします。

その結果を踏まえ、助言・指導等のコンサルティングに努めています。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	770	2,401	5,353	9,489	12,018	15,131	19,339	23,876
うち、実行に係る貸付債権の額	377	2,151	4,836	9,088	11,255	14,304	18,325	22,927
うち、謝絶に係る貸付債権の額	3	31	60	84	84	145	182	250
うち、審査中の貸付債権の額	389	190	354	149	506	308	356	221
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	28	101	167	172	372	476	477
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	309	996	1,695	2,583	3,305	4,020	4,631	5,448
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	3	14	43	47	47	108	142	210

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	65	215	445	740	1,032	1,297	1,626	1,897
うち、実行に係る貸付債権の数	34	174	384	694	953	1,227	1,543	1,815
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	10	13	16	16	19	23	25
うち、審査中の貸付債権の数	29	27	36	11	43	19	23	19
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	12	19	20	32	37	38
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	25	106	175	267	345	424	495	566
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	2	7	10	12	12	15	18	20

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	49	150	227	338	373	390	479	566
うち、実行に係る貸付債権の額	0	95	147	292	324	347	426	517
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	26	30	30	30	30	30	30
うち、審査中の貸付債権の額	49	15	36	2	5	0	9	6
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	12	12	12	12	12	12	12

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	10	22	31	41	45	47	56	66
うち、実行に係る貸付債権の数	0	12	19	32	36	39	46	57
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	3	3	3	3	3	3
うち、審査中の貸付債権の数	10	3	4	1	1	0	2	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	5	5	5	5	5	5	5